

京都大学における教員評価の実施に関する規程の一部を改正する規程

第1条 京都大学における教員評価の実施に関する規程（平成19年達示第71号）を次のように改める。

第2条中「3年ごと」を「4年ごと」に、「前年度」を「前々年度」に改める。

第2条 京都大学における教員評価の実施に関する規程を次のように改める。

第2条中「4年ごと」を「3年ごと」に、「前々年度」を「前年度」に改める。

第3条第1項中「3年間」を「4年間」に改め、第2項中「教授（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）により雇用される者で、前条の基準日を含めて3年以上その職にあるものに限る。）」を「教授、准教授、講師、助教及び助手（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）又は国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）により雇用される者）並びに外国人教師（国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）により雇用される者）のうち、前条の基準日を含めて1年以上雇用されている者」に改める。

第3条 京都大学における教員評価の実施に関する規程を次のように改める。

第3条第1項中「4年間」を「3年間」に改める。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行し、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。

京都大学における教員評価の実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>【第1条関係】平成23年11月22日施行 (前 略) (教員評価の実施) 第2条 本学における教員評価は、<u>3年ごとに、前年度</u>の末日を基準日として実施する。 (後 略)</p> <p>【第2条関係】平成27年4月1日施行 (前 略) (教員評価の実施) 第2条 本学における教員評価は、<u>4年ごとに、前々年度</u>の末日を基準日として実施する。 (教員評価の対象) 第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の<u>3年間</u>における次の各号に掲げる活動(以下「教員活動」という。)とする。 (1)～(6) (略) 2 教員評価の対象となる者は、<u>教授(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)により雇用される者で、前条の基準日を含めて3年以上その職にあるものに限る。)</u>とする。 (後 略)</p> <p>【第3条関係】平成30年4月1日施行 (前 略) (教員評価の対象) 第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の<u>4年間</u>における次の各号に掲げる活動(以下「教員活動」という。)とする。 (1)～(6) (略) 2 教員評価の対象となる者は、教授、准教授、講師、助教及び助手(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)又は国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)により雇用される者)並びに外国人教師(国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)により雇用される者)のうち、前条の基準日を含めて1年以上雇用されている者とする。 (後 略)</p>	<p>(教員評価の実施) 第2条 本学における教員評価は、<u>4年ごとに、前々年度</u>の末日を基準日として実施する。 (教員評価の実施) 第2条 本学における教員評価は、<u>3年ごとに、前年度</u>の末日を基準日として実施する。 (教員評価の対象) 第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の<u>4年間</u>における次の各号に掲げる活動(以下「教員活動」という。)とする。 (1)～(6) (同 左) 2 教員評価の対象となる者は、<u>教授、准教授、講師、助教及び助手(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)又は国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)により雇用される者)並びに外国人教師(国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)により雇用される者)のうち、前条の基準日を含めて1年以上雇用されている者</u>とする。 (教員評価の対象) 第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の<u>3年間</u>における次の各号に掲げる活動(以下「教員活動」という。)とする。 (1)～(6) } 2 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成23年11月22日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行し、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。</p>